

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31 年－ 2 (31. 2. 8)	危機管理	<p><b>原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>2011 年の福島第一原子力発電所の事故においては、放射能汚染の範囲が立地自治体にとどまらず、40～50km 離れた地域にまで及び、多くの住民が長期にわたり避難しなければならない事態となった。このことから、原子力発電所の稼働については、想定外の過酷事故の可能性を考えなければならなくなり、原子力発電所からおおむね 30km の範囲にある自治体では、避難計画の策定をするよう国から義務付けられた。そのため、鳥取県、米子市、境港市の各自治体では、島根原子力発電所事故に対応した地域防災計画及び広域住民避難計画を作成している。</p> <p>一方、原子力発電所の再稼働及び新規稼働に対する地元同意については、明確な仕組みは存在せず、電力会社と地元自治体に任されている。この現状に対して、平成 27 年 3 月、鳥取県議会では、「UPZ 範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書」を国に提出しているが、地元同意の法的な根拠は現在も制定されていない。</p> <p>島根原子力発電所の 2 号機・3 号機については、新規制基準の適合性について審査中であり、今年中にも審査結果が出ることも考えられるが、関係首長からの再三の申入れにもかかわらず、周辺自治体の安全協定は、立地自治体と同等のものにはなっていない。</p> <p>住民の生命に直結する問題であることの重要性を考え、貴議会において再度、避難計画を義務付けられたすべての自治体が、同等の事前了解権を持つ仕組みを国に求める</p>	<p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山 中 幸 子</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>本会議(31. 3. 8)委員長報告 会議録暫定版</b></p> <p>鳥取県、米子市及び境港市は中国電力と締結している安全協定において、実質的な事前了解権を有するとともに、中国電力からは安全協定の運用で立地自治体と同様の対応を行う旨を確認しており、これまでのところそのような対応がなされているところ です。</p> <p>しかし、国のエネルギー基本計画において、原子力発電所の再稼働を進める際には、「国も前面にたち、関係者の理解と協力を得るよう取り組む。」とされていますが、具体的な理解を得る仕組みは明確になっていません。</p> <p>このため、県では既に国に対して、稼働に向けた一連の手続きにおいて、周辺自治体にも立地自治体と同等に対応する仕組みの構築、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みの整備などを度重ねて要望していることから、趣旨採択と決定いたしました。</p> </div>	趣旨採択 (31. 3. 8)

## 地域振興県土警察常任委員会・陳情

		<p>必要があると考える。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--